



2022年2月17日

各 位

会 社 名 エリアリンク株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 林 尚道  
(コード番号 8914 東証第二部)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 佐々木 亘  
TEL 03-3526-8555

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月17日開催の取締役会において、下記の通り、2022年3月29日開催予定の第27回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業の現状及び将来の発展を見据え、現行定款第2条を変更するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を次のとおり変更するものであります。
  - ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 条文省略</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～17. 条文省略     &lt;新設&gt;</p> <p><u>18. 前各号に関するコンサルタント業務</u> <u>19. 前各号に付帯又は関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第17条 条文省略</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第19条～第47条 条文省略</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 現行どおり</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～17. 現行どおり</p> <p><u>18. 不動産特定共同事業法に基づく事業</u> <u>19. 前各号に関するコンサルタント業務</u> <u>20. 前各号に付帯又は関連する一切の業務</u></p> <p>第3条～第17条 現行どおり</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供)</u></p> <p>第18条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第19条～第47条 現行どおり</p>

<p>&lt;新設&gt;</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条</u>  <u>変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第18条（株主総会資料の電子提供）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上